

1、救急搬送、病院のトライまわしの改善について

一昨年12月議会で、市民から「救急車が現場からなかなか出発しない」という苦情を受けて質問しました。救急隊員が現場から病院に電話して、受け入れ可能かどうか確認している方法に問題があると指摘しその改善を求めました。

消防局は「病院からの情報収集の回数を朝1回から、朝、昼、夕、夜と4回以上に増やし、各救急隊に最新の情報を提供し、病院へ患者を収容する時間の短縮を図りたいなどと答弁しました。

しかし、今回再び市民から同じような苦情を受け、調査をお願いした所、平成19年度と20年度の救急現場到着から病院収容までの所要時間を比較すると、60分以上かかった件数が572件から627件に、90分以上が122件から133件に増え、また、救急現場から病院への問合せ回数も、4回が331件から351件に。5回以上最高17回ですが327件から367件に増えていることがわかりました。

救急患者を迅速に搬送出来るかどうかは、患者の命や後遺症の軽減に直結する問題です。受け入る病院が決まらず、患者が救急車の中で待機している状態は、患者や家族にとって大変不安なものです。

こうした傾向は全国的なもので、政府は、搬送先病院が速やかに決まらない事案があることや、救急隊が現場に到着してから病院に収容するまでの時間が延びていることから、患者の容態に応じた搬送先医療機関リストの作成などを県に義務付ける消防法の改正を閣議決定しました。

また、県においては、緊急患者受け入れ迅速化のために救急隊と病院の間に立ち、搬送のためのコーディネートを実施する緊急コーディネートを導入するとのことです。

市はこうした国や県の動向の中、緊急患者を迅速に搬送するためにどのような有効な対策を講じようとしているのかおたずねします。

そして、もう一つ重要なことは、救急患者を断らない病院の確保と、救急患者を断らない医療体制をつくることです。

先月、健康福祉委員会で視察した長崎市立大村市民病院、テレビで放映された長野県佐久総合病院など、これらの病院は「救急患者」を断らないことを表明し実践しています。

病院が救急患者の受け入れを断る主な理由に、病床あるいは ICU が満床、他の救急患者の処置で手が回らない、専門の医師、常勤の医師がないことなどといわれています。

しかし、これらの病院では、病床がいっぱいとか、専門医がないと断るのではなく、まず受け入れて、応急処置を行ない、自分の病院で対応できない場合は、そこから連携している病院に転送しているとのことでした。

救急患者を断らない病院の確保と、救急患者を断らない医療体制をつくることについて、市はどのように考えているのかお尋ねします。

## 2、子育て支援

### ①保育園の待機児童対策について

認可保育所への入所希望者が急増していますが、船橋市でも新年度入所希望者が 1700 人台に達すると予想されている中、受け入れ可能人数は 1200 人～1300 人で、500 人程の待機児童が発生するとのことでした。まさに非常事態です。勉強会で子育て支援部にその対策を聞いたが、新年度は「待っていただくしかない」とのお答えでした。

先番議員の質問に市は、21 年度～22 年度で 500 人の待機児童を解消するために民設・民営で保育園を建設するための物件を探していると答えました。しかし、これでは 21 年度、22 年度は間に合いません。

国は緊急対策として「こども安心基金」を活用し、マンションなどの空き部屋などを利用して保育所を開設した場合、その賃料の 2 分の 1 補助するとしています。

新規建設には時間がかかりますが、こうした制度を活用し、分園を開設する方法であれば、21 年度中に間に合います。すぐにでも実施すべきです。

また、船橋市が平成 10 年度まで実施してきた保育士や看護婦の資格を持つ人が自宅で子どもを預かる「保育ママ制度」についても、その復活を再三求めてきたにもかかわらず、市は 21 年度に準備し 22 年度から実施したいとの説明でした。

この「保育ママ制度」についても早急に準備を行ない 21 年度の早い段階で実施すべきだと思しますのでご見解を伺います。

### ②放課後ルームについて

放課後ルームについては、今年度 5 校で 220 人の定員を増やすための予算が計上され、しかも児童 1 人当たりの面積が 1.65 平方メートルと厚労省のガイドラインにそった定員になったことは、評価します。

しかしながら 1 月末現在の調査によれば、21 年度 4 月からの入所希望者の内、1 年生から 3 年生までで 63 人、4 年生以上が 150 人不許可になっています。3 月に 19 日までに再募集することですから、さらにその人数が増えることが予想されます。

しかも、この人数は、市の基準である児童 1 人当たりの面積 1.5 平方メートルで計算した定員を 20%増しで入所させてもなお、入れない児童の人数です。

児童 1 人当たりの面積を厚労省のガイドラインにそったものにし、希望するすべての児童が入所できるように年次計画を作って施設整備を行うべきと、考えますが見解を伺いたい。

### ③子ども医療費の助成拡大について

子ども医療費の助成についても、新年度 10 月から入院に限って小学校 6 年生まで、拡大する予算が計上されています。これも半歩前進と評価しますが、なぜ思い切って中学 3 年生まで拡大しなかったのか。また、習志野市では昨年の 8 月から 200 円の負担もなくし完全に無料化しています。

子ども医療費の助成対象を中学 3 年生まで拡大し、200 円の負担もなくし、無料化すべきと考えますが見解を伺いたい。

④昨年 12 月の第 4 回定例化において妊婦健康診査の公費助成を 5 回から 14 回に拡大するよう求めました。市長から「県内統一して取り組みたい。県内市町村と協議しながら、拡大に向け努みたい」と答弁があり、今回新年度予算で妊婦健康診査の公費助成を 14 回に拡大する予算が計上されました。この点も評価しておきたいと思います。

### 3、総合的なまちづくり条例について

低層住宅地域での高層マンション建設を規制するための建物の「絶対高さ制限」制度が、平成 15 年の 9 月議会で提起して以来、5 年半をへてようやく実現しました。

しかし、今回の「高さ制限」制度の導入は、最初の 1 歩にすぎません。この制度を活かしながら、市民が主体となったまちづくりの仕組みをつくる必要があります。

東京都練馬区では、住民参加のまちづくりの分野とともに、都市計画や土地利用調整など開発の分野を含む 153 条から構成される総合的なまちづくり条例を平成 18 年に制定しました。住民参加によるまちづくりから、開発事業に関する調整まで、多様な課題に対応したものです

その特徴は、都市計画における住民参加をより充実するために、例えば、都市計画の原案の段階から公表、意見募集等を行う仕組みや、都市計画に関する独自の提案制度や地区計画等の住民原案申出の方法なども定めています。

また、これまでの宅地等開発指導要綱などに基づく行政指導を通じたまちづくりから、開発事業などに関する手続や基準を条例に定めた、条例にもとづく開発行政を行なっています。

そして、大規模マンション、墓地、深夜営業集客施設の建築等、近隣紛争が起こりやすい建築物等について、近隣との協議の手続も定めています。

平成20年3月に、都市計画として建築物の敷地面積の最低限度および高さの最高限度を定め、この制度との連携を図り、より良好なまちづくりを進めています。

この条例は、平成15年から3年かけて区民等が参加する区民懇談会、検討委員会において条例の検討が行われ、制定されました。

船橋市の高さ制限は、提案から実現まで5年半かかりましたが、船橋市においてもこうした「総合的なまちづくり条例」をそんなに時間をかけずに制定してほしいと思いますが、こうした条例の必要性や、今後研究して行く考えがあるかどうかお尋ねします。

#### 4、学校校舎及び公共施設の耐震改修の促進について

我会派は、校舎の耐震化率が県内でもっとも遅れていたことから、20年度予算に対して校舎耐震化促進を図るために、5億円を追加する予算増額の組み替え動議を提出しましたが反対されました。

しかし、市は今年度、9月議会に1億9300万円、12月議会に5355万円、そして今議会に7億4790万円の補正予算を提出しました。総額で9億9445万円、私たちの組み替え要求額の2倍の補正予算額となりました。この点についても評価するものです。

第4回定例会の予算委員会でも質問しましたが、学校校舎の耐震改修について、市は昨年3月議会までは、耐震構造指数（IS値）0.4未滿を「震度6強程度の地震で崩壊する危険があり、緊急に耐震改修を要する校舎」と言って来ました。しかし、国がIS値0.3未滿に限って補助率を上げたところから、市もIS値0.3未滿の校舎に限って優先的に耐震改修を進めています。

しかし、学校によっては、IS値0.3未滿と0.4未滿の両方の校舎があり、0.3未滿の校

舎は先に改修するが 0.4 未満の校舎が後回しになる学校が出てくる。これでは父母らから不安の声も出てくるし、費用のことも考えれば 0.4 未満の校舎も同時に改修すべきではないかと質問しました。市からは「検討したい」との答弁がありましたが、検討した結果をお聞かせ下さい。

学校校舎以外の公共施設の耐震改修ですが、特に非難弱者が利用し、古い建物の多い保育園や児童ホームなどは学校校舎と同じように優先的に行なうべきだと思いますが見解を伺います。

## 5、市長の政治姿勢について

### ①合併・政令指定都市について

市長は先番議員への答弁で、市長選挙で合併・政令指定都市移行を争点にしない考えを明らかにしたので、今回はこの質問は取り止め、争点になった時また議論したいと思います。

### ②政府の悪政に対する市長の基本姿勢について

1929 年の世界大恐慌以来と言われる世界同時大不況が世界の資本主義国を覆っています。この世界同時大不況は、アメリカ流資本主義、新自由主義、構造改革政策の結果生じたことは多くの経済学者が指摘している所です。

元経済財政大臣の竹中平蔵氏と一緒に構造改革の必要を訴えた経済学者の中谷巖さんが昨年末に「懺悔の書」として「資本主義はなぜ自壊したのか」を出版しました。

小泉構造改革でアメリカ流資本主義、グローバル主本主義を押し進めたことが格差拡大などの副作用をもたらし、今日の世界同時不況をもたらしたという指摘です。

私は、これまで市長に対し、国の悪政に追随することなく、その防波堤となって市民のいのちや暮らしを守るよう訴えてきましたが、市長はこの間、国の構造改革政策に追随し、福祉を切り捨て、民間委託や非正規職員を拡大させました。

市民税、介護保険料、国民健康保険料など高齢者に対する負担増が行なわれ、障害者自立支援法によってサービス利用料が応能負担から応益負担に変わり、障害が重い人程負担が増える仕組みになり、母子家庭の児童養育手当が廃止され、生活保護の高齢者加算や母子加算が廃止されました。

私たちは、こうした立場の弱い市民に痛みを求める施策に反対し、市に独自の軽減策、

救済策を求めてきましたが、市長は耳を傾けようとしませんでした。

今、この大不況を克服するためには、こうした新自由主義、構造改革政策を転換し、福祉や医療の充実、地球環境対策への投資、派遣社員の禁止など非正規社員の待遇改善や正規社員化などへの政策転換が必要と言われています。

市長は、これまでの、国の悪政に追随してきた政治姿勢をどう総括し、今後どのような政治姿勢で市政を執行しようとしているのかお尋ねします。

### ③市長退職金の削減について

私は、市長がこうした立場の弱い市民に痛みを求めるのであれば、市長の政治姿勢として、市長自ら、市民の生活実感からかけ離れている4年間で3000万円の退職金を大幅に削減すべきではないかと質してきました。

市長は、3期12年の公約を破棄し、4選目の出馬を表明した訳ですから、自らにペナルティを課す意味でも今回、退職金を大幅に削減すべきと、再度質問しますが、お答え下さい。